

**蓮田市防犯のまちづくり推進条例  
解 説**

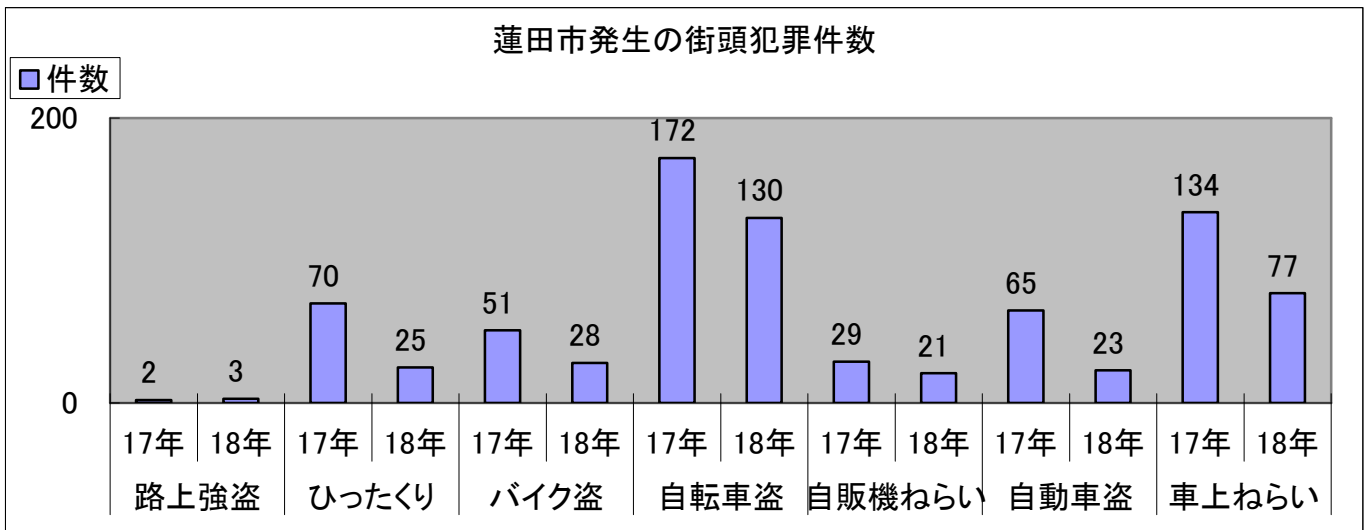
**蓮田市**



(目的)

第1条 この条例は、防犯のまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び土地建物所有者等の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- ◎ 誰もが安心して暮らすことができる安全な地域社会は、市民共通の願いです。しかし、私たちの身の回りでは、街頭犯罪や子どもを狙った犯罪など、日常生活における犯罪が増加しています。
- ◎ こうした犯罪は、犯罪を行いうる機会（＝スキ）に乗じて行われており、逆に言えば「スキ」を無くせば防げる犯罪でもあります。
- ◎ まずは、一人ひとりが防犯の意識をしっかりと持ち、個人から地域へと防犯の輪を広げ、隣近所同士の連携による犯罪の機会を減らす取り組みが大切になります。
- ◎ この条例は、このような地域におけるコミュニティを活性化し、地域が本来有していた犯罪抑止機能を再度強化していくとともに、市と市民等が、自らの役割を認識し、相互に連携、協力して、安全で安心な住みよい地域社会の実現を図ることを目的としています。



(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。

(3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地若しくは建物その他工作物を所有し、又は管理する者をいう。

(4) 市民等 市民、事業者及び土地建物所有者等をいう。

◎ この条例を解釈する上で必要な用語の定義を定めています。



(基本理念)

第3条 防犯のまちづくりは、市及び市民等が、それぞれの役割の下に、相互に連携し、及び協力することにより、犯罪のない地域社会を実現することを基本理念として推進するものとする。

- ◎ 犯罪の発生を防ぐためには、犯罪を行おうとする者を地域に入りにくくする「領域性」や、犯罪の実行を思いとどまらせる「監視性」を高めるなど、ソフト面、ハード面の両面から「犯罪を行いうる機会」を減らしていく必要があります。
- ◎ ソフト面の活動とは、防犯パトロールや地域安全マップ等の取り組みをいい、ハード面の活動とは、防犯性の高い建物や駐車場、公園、道路等の普及など物理的な環境の整備をいいます。
- ◎ 防犯のまちづくりは、このような「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を行うことを基本として推進していきます。
- ◎ また、市と市民等が、それぞれ主体的な防犯意識を持って、積極的に「犯罪を起こさせない」行動を連携して取り組むことが大切です。



(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、防犯のまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

- ◎ 防犯のまちづくりは、ソフト面、ハード面の両面から「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を推進していくことから、市は、この中心的な役割を担っています。
- ◎ 各行動主体における防犯活動をより実効性のある取り組みにするとともに、相互の連携強化を図っていくため、市は、防犯のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、実施します。



(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、自らの安全に心掛け、地域の防犯活動を推進するとともに、市が推進する防犯のまちづくりに係る施策に協力するよう努めるものとする。

- ◎ 日常生活における犯罪の予防は、「戸締りをしっかりと行う」、「多額の現金を持ち歩かない」など、私たち一人ひとりの「自らの安全は自ら守る」という日頃からの心掛けが大切になります。
- ◎ また、私たち一人ひとりが犯罪に遭わないようにするとともに、隣近所同士で協力し合い、生活の場である地域コミュニティの安全確保に自主的に取り組むよう努めることが大切です。
- ◎ 市が実施する防犯のまちづくりに関する施策をもとに、相互に連携、協力することにより、それぞれの取り組みを一層効果的に推進していくことができます。



(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し犯罪の防止に必要な措置を講ずるとともに、市が推進する防犯のまちづくりに係る施策に協力するよう努めるものとする。

- ◎ 事業者とは、市内において事業活動を行うすべての者をいいます。
- ◎ 自動販売機や無人駐車場の精算機の売上金等を狙う犯罪や深夜営業における犯罪のリスクが高まっており、事業者が自らの防犯措置と防犯のまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めることが大切です。
- ◎ また、駅周辺のような人の集まりやすい地域における防犯活動は、市民による防犯活動とともに、事業者による防犯活動が重要になります。
- ◎ 市内を巡回することが多く、また業務の一環としている事業者による防犯活動も、犯罪抑止の面で大きな効果が期待できます。
- ◎ 市が実施する防犯のまちづくりに関する施策をもとに、相互に連携、協力することにより、それぞれの取り組みを一層効果的に推進していくことができます。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念に基づき、その土地又は建物その他工作物に係る安全確保のための必要な措置を講じ、地域における防犯活動を推進するとともに、市が推進する防犯のまちづくりに係る施策に協力するよう努めるものとする。

- ◎ 犯罪の発生は、道路や駐車場、公園の構造等と密接に関係しており、周囲からの見通しの良いところ（監視性）や、柵など物理的な障壁を設置しているところ（領域性）は、防犯効果が期待できます。
- ◎ 一方、空地や空き家となっているところは暗がりとなりやすく、犯罪者の隠れ場所や犯行の侵入路等として利用される可能性があるほか、空き家では放火の危険性もあります。
- ◎ 防犯のまちづくりにおけるハード面の取り組みとしては、土地建物所有者等が、土地又は建物その他の工作物に関して、自らの防犯措置と防犯のまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めることが大切です。
- ◎ 市が実施する防犯のまちづくりに関する施策をもとに、相互に連携、協力することにより、それぞれの取り組みを一層効果的に推進していくことができます。



(施策に係る基本事項)

第8条 市は、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、及び推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的に行うものとする。

- (1) 防犯に対する意識の啓発及び情報提供
- (2) 市民等による自主的な防犯活動に対する支援
- (3) 犯罪のない地域社会の実現に向けた環境の整備
- (4) 市内の学校等における児童、生徒等の安全及びこれらの者の通学時等における安全の確保
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項の施策の策定及び推進に当たっては市民等の意見を反映させるとともに、市民等と協働して取り組むものとする。

- ◎ 第1項第1号の「防犯に対する意識の啓発及び情報提供」は、「自らの安全は自ら守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防犯意識を高めます。また、犯罪の発生状況や発生傾向などの情報を提供することにより防犯活動を支援します。
- ◎ 第1項第2号の「防犯活動に対する支援」は、防犯パトロールなど、自主的防犯活動や地域コミュニティの活性化を支援します。
- ◎ 第1項第3号の「防犯のための環境整備」は、領域性や監視性を高めるような、防犯の視点を取り入れた長期的なまちづくりを進めていきます。
- ◎ 第1項第4号では、まだ判断力の乏しい、力の弱い幼児、児童

及び生徒の犯罪の予防は、犯罪の危険性が身近に潜んでいることを分かりやすく教えることと、また通学路などに潜む危険性などを把握することが大切になります。

- ◎ また、子どもたちが犯罪に遭わないようにするため、学校や保護者と地域の人たちが協力し合い、地域コミュニティによる安全確保に取り組むことが大切です。
- ◎ 校庭などは、周囲からの見通しの確保や柵など物理的な障壁を設置して、不審者の侵入を防ぐなど監視性や領域性の確保に努めます。
- ◎ 第1項第5号では、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策を基に、相互に連携、協力することにより、それぞれの取り組みを一層効果的に推進していくことができます。
- ◎ 第2項では、市が、防犯のまちづくりに関する施策を策定及び実施するにあたって、まだ判断力の乏しい、力の弱い子どもや、ひったくりなどで狙われやすい高齢者や女性、障害者の視点を十分に考慮し、市民等と連携して取り組んでいきます。

(関係機関との連携)

第9条 市は、防犯のまちづくりに関する施策を推進するに当たっては、国、県、警察署及びその他関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。

- ◎ 市は、防犯のまちづくりを推進するため関係機関との横断的な連携体制の充実を図り、市の防犯の取り組みを推進していきます。

(推進体制の整備)

第10条 市は、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市及び市民等が相互に連携し、及び協力することができる推進体制を整備するものとする。

- ◎ 防犯のまちづくりを実効性のあるものとして推進していくためには、市と市民等が相互に連携を図り、防犯のまちづくりを推進するための推進体制を整備していく必要があります。
- ◎ また、意見交換や情報交換等を緊密に行い、防犯のまちづくりに関する施策をソフト面、ハード面の両面から総合的かつ計画的に実施していけるよう、推進体制の充実を図っていきます。

(その他)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- ◎ この条例では定めきれない事項や、その他必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

この条例は、平成19年12月1日から施行する。

- ◎ この条例を施行する期日を定めています。

蓮田市防犯のまちづくり推進条例 ー解説ー

発行／蓮田市

編集／蓮田市役所総務部危機管理室

蓮田市大字黒浜 2 7 9 9 - 1

電話 0 4 8 - 7 6 5 - 1 7 3 4 (直通)